

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第4号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(職及び職制)	(職及び職制)																				
<p>第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p>	<p>第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>参事（政策管理担当）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>参事（学校教育担当）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>教育行政事務に関する特定の事項を処理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職務	(略)		参事（政策管理担当）	(略)	参事（学校教育担当）	(略)	参事	教育行政事務に関する特定の事項を処理する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>理事（政策管理担当）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>理事（新図書館担当）</td> <td>(1) 教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。 (2) 教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>参事（学校教育担当）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職務	(略)		理事（政策管理担当）	(略)	理事（新図書館担当）	(1) 教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。 (2) 教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。	参事（学校教育担当）	(略)
職名	職務																				
(略)																					
参事（政策管理担当）	(略)																				
参事（学校教育担当）	(略)																				
参事	教育行政事務に関する特定の事項を処理する。																				
職名	職務																				
(略)																					
理事（政策管理担当）	(略)																				
理事（新図書館担当）	(1) 教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。 (2) 教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。																				
参事（学校教育担当）	(略)																				
2 (略)	2 (略)																				
(位置及び組織)	(位置及び組織)																				
<p>第7条 (略)</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>教育施設課</td> <td>管理・助成班 企画班 <u>施設第1班</u> <u>施設第2班</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	(略)		教育施設課	管理・助成班 企画班 <u>施設第1班</u> <u>施設第2班</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>教育施設課</td> <td>管理・助成班 企画班 <u>施設整備班</u> <u>施設保全班</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	(略)		教育施設課	管理・助成班 企画班 <u>施設整備班</u> <u>施設保全班</u>								
課名	班名																				
(略)																					
教育施設課	管理・助成班 企画班 <u>施設第1班</u> <u>施設第2班</u>																				
課名	班名																				
(略)																					
教育施設課	管理・助成班 企画班 <u>施設整備班</u> <u>施設保全班</u>																				

義務教育課	企画・免許班 <u>学校地域連携班</u> 指導班 人事班
(略)	
社会教育課	(略)

3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
義務教育課	(略)	
社会教育課	<u>新図書館整備室</u>	<u>運営企画班</u> <u>施設整備班</u>

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
義務教育課	(1) (略) (2) 県費負担教職員の任免、分限、服務その他人事に関すること。 (3) 県費負担教職員の研修（教育総務課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (4)～(14) (略) (15) <u>県立夜間中学の設置</u> に関すること。 (16)～(24) (略)

義務教育課	企画・免許班 指導班 人事班
(略)	
社会教育課	(略)
新図書館整備課	<u>運営企画班</u> <u>施設整備班</u>

3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
義務教育課	(略)	

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
義務教育課	(1) (略) (2) 県費負担教職員及び <u>静岡県立ふじのくに中学校</u> （以下「 <u>ふじのくに中学校</u> 」という。）の教職員の任免、分限、服務その他人事（ <u>教育総務課の所掌に属するものを除く。</u> ）に関すること。 (3) 県費負担教職員及び <u>ふじのくに中学校の教職員</u> の研修（教育総務課及び健康体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (4)～(14) (略) (15) <u>ふじのくに中学校</u> に関すること。 (16)～(24) (略)

高校教育課	(1) 高等学校及び県立の中学校の設置、廃止、改善及び整備に関すること。 (2)～(19) (略)
(略)	
社会教育課	(1)～(12) (略) (13) <u>文化センターに関すること。</u> (14)～(22) (略)

2～5 (略)
(職及び職制)

第9条 本庁に次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職名	組織	職務
(略)		
部付主幹	教育総務課	教育長、部長、 <u>教育監及び理事（総括担当）</u> の特命事項及び庶務に関する事務並びに議会関係事務を処理する。
(略)		
部付主査	教育総務課	教育長、部長、 <u>教育監及び理事（総括担当）</u> の特命事項及び庶務に関する事務並びに議会関係事務を処理する。
(略)		

2～5 (略)

高校教育課	(1) 高等学校及び県立の中学校 <u>（ふじのくに中学校を除く。以下同じ。）</u> の設置、廃止、改善及び整備に関すること。 (2)～(19) (略)
(略)	
社会教育課	(1)～(12) (略) (13)～(21) (略)
新図書館整備課	(1) <u>新図書館の整備に関すること。</u> (2) <u>文化センターに関すること。</u>

2～5 (略)
(職及び職制)

第9条 本庁に次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職名	組織	職務
(略)		
部付主幹	教育総務課	教育長、部長及び <u>教育監</u> の特命事項及び庶務に関する事務並びに議会関係事務を処理する。
(略)		
部付主査	教育総務課	教育長、部長及び <u>教育監</u> の特命事項及び庶務に関する事務並びに議会関係事務を処理する。
(略)		

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。